清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業　入札説明書に関する第２回質問に対する回答

番号	頁	記号						質問等	回答
		1	2	3	4	5	6		
1	1	1	1	4				昨年末から鋼材をはじめとする建設物価が大きく上昇しており、予定価格設定時とは建設コストの状況が異なります。入札が本年７月に実施されることから、予定価格のうち施設整備費（建設工事費部分）を、現在の建設コスト水準に合致するよう見直していただけないでしょうか。	変更予定はありません。
2	3	1	4					入札説明書等に関する質問の受付は今回で最後になっておりますが、一部資料が公表されていないもの（施設有償貸付契約の貸付料の算定式）もあり、もう一度質問の機会を設けて頂くことについてご検討頂けないでしょうか。	後日に回答します。
3	9	3	2	1	エ	(ｻ)		aからmの添付資料は、Ⅱ-2(2)から(5)に掲げる主たる業務に当たるもののみが提出することを義務付けられ、これ以外の構成員及び協力企業は添付資料ｎのみの提出で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	9	3	2	1	エ	(ｻ)		応募グループの協力企業の位置づけとして個人（教育関係者等）を申請する場合、参加資格審査申請書添付書類はどの様にすべきかお示し頂けないでしょうか。	質問の趣旨が不明のため回答できません。近日中にヒアリングを実施した後に、改めて回答を公表します。
5	19	4	2					プレゼンテーションの出席可能人数が５名以内となっておりますが、これを１０名として頂けないでしょうか。本件は文化施設という特殊性より、審査委員からの質問に対する回答を各専門担当者がプレゼンテーションの場で的確に行う必要があると考えております。	別紙の通り変更します。
6	21	5	5	7				「この契約は、PFI法第9条及び静岡市議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（略）第２条に規定する市議会の議決、指定管理者の指定に関する議決等に付さなければならない契約であるため、市議会において契約議案等が可決されることによって確定するものとする。」との記載がありますが、本特定事業契約に係る議決と設置条例の議決、指定管理者の指定の議決が、平成20年11月議会において行われものと理解して宜しいでしょうか。 仮に異なる場合、設置条例の議決、指定管理者の指定の議決はいつ行われる予定でしょうか。これにより、ＳＰＣが権限をもって行う必要がある施設予約の受付開始時期に影響があるものと考えております。 また、平成20年11月議会に議決が行われる場合、その後、静岡市様とＳＰＣとで、設計や維持管理・運営業務等の詳細を決定していくものと考えておりますが、その際には条例等の変更を伴うような大幅な変更がなされないとの理解で宜しいでしょうか。	前段：ご理解の通りです。 中段：前段参照。 後段：条例に関しては、軽易な変更をすることもあります。
7								３／３１に市より公表されました「審査プレゼンテーションについて」の５、出席人数についてですが、代表企業、運営企業、建築計画（建築・構造・設備・劇場計画・音響・舞台設備）、施工企業の各担当が出席し、詳しい説明をさせていただきたいと思います。ついては出席者の制限人数を緩めていただけないでしょうか。	番号５参照。
8								３／３１に市より公表されました「審査プレゼンデーションについて」の6，説明材料（2）についてですが、入札提出書類の提出後、編集の都合上、入札提出書類以外の資料は一切利用しない範囲で、審査会プレゼンテーション時でのパワーポイントで作成した説明資料の一部変更を認めていただけませんでしょうか？	変更予定はありません。

清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業　要求水準書に関する第２回質問に対する回答

番号	頁	記号						質問等	回答
		1	2	3	4	5	6		
1	5	2	1	3	イ			「公共建築工事標準仕様書等」とありますが、等ではなく、準拠すべき基準は具体的名称にて示していただけないでしょうか。	要求水準書11頁「３　本件施設の基本性能及び内容（１）施設の基本性能ア標準仕様」及び同21頁「（５）設備計画　ア設備計画の考え方　（ア）準拠すべき基準等」を参照のこと。
2	5	2	1	3	オ			「適用」という表現の「準拠」との意味の差異をお示し下さい。	「適用」とは、法律や規則、原理等を事例にあてはめて用いることです。また、「準拠」とは、ある事を拠りどころとして、それに従うことです。
3	17	2	3	4	ア	ク	b	事業者の提案により、クロークをロッカーとすることは可能でしょうか？	クロークを設置の上、一部ロッカーを併用することは可とする。また、ロッカーの設置位置はホワイエやロビー空間の雰囲気を損なわぬよう配慮すること。
4	17	2	3	4	ア	ク	c	「要求水準書に関する第１回質問に対する回答」番号19にて「ﾄﾞﾘﾝｸｺｰﾅｰ等を設置する場合は、独立採算事業とする。」との回答が出されましたが、ホワイエ内にﾄﾞﾘﾝｸｶｳﾝﾀｰ（人的ｻｰﾋﾞｽ）を設置することは、民間による営利を目的とする事業というより、むしろ市民サービスの向上に繋がるための施設と考えております。よって、本件におけるﾄﾞﾘﾝｸｶｳﾝﾀｰ設置を独立採算事業としてではなく、託児室及びｸﾛｰｸと同様に取扱うことについて再度ご検討頂けないでしょうか。	変更予定はありません。
5	20	2	3	4	キ	カ		ギャラリー裏廻りの諸室として「ギャラリー収蔵庫・備品庫」の記載がございますが、要求水準書-資料2-16「移設備品一覧」には、「塑像作品は倉庫等に保管」との記載があります。塑像用の倉庫を設けると理解してよろしいでしょうか？またこの倉庫も含め120㎡程度と理解してよろしいでしょうか？	塑像用の専用の倉庫を設ける必要はありません。120㎡程度のギャラリー・備品庫の一角に保管できればよい。
6	24	2	3	5	ウ	ア		「また、各室内においても機器の発停及び温湿度管理ができるようにすること」とあるが、小部屋における機器の発停及び湿度管理については代表室とし、小部屋毎の管理までは行わないことは許容されますでしょうか？	各ホールの楽屋、スタッフ室、各調整室、練習室、リハーサル室等に関しては部屋ごとの管理を必須とする。
7	24	2	3	5	ウ	ア	e	「各ホール客席で空気の流れを感じない計画とする」とは「不快な気流を感じない計画」と読み替えて宜しいでしょうか？	不快な気流とすると個人差があると考えられるため、舞台上演や演奏及びそれらの演出等、客席での鑑賞に支障ない計画と理解されたい。
8	49	5	4	1	ア			「利用受付業務」等の開始は、供用開始前の少なくとも１年前より行う必要があると思われます。この場合の要求水準事項等についてのお考えをお示し頂けないでしょうか。	平成23年度の利用予約の受付に当たっては、平成22年度末に予定されている市による開館記念事業の日程が確定した後に開始するとともに、別途要求水準書修正案を参照し開館記念事業に留意して下さい。また、平成24年度以降の事業期間における利用予約の受付の開始時期について、事業者は供用開始準備業務として先行的に実施・受付することができるものとし、その開始時期は事業者にて判断して下さい。なお、「特定事業仮契約書案に関する第２回質問に対する回答」番号５参照。

9	57	6	2					「要求水準書に関する第１回質問に対する回答」番号80,81にて、ワークショップ、文化芸術教室等を開催する場合、参加者から料金を徴収する有料事業の場合は市に対する施設使用料を支払う必要があり、無料事業の場合は施設使用料を支払う必要がないとの記載があります。この場合の無料事業とは、事業収益がない所謂”施設利用促進を目的とする事業”を指し、この場合ワークショップ及び文化芸術教室等の開催で最低限必要となる材料費、テキスト代及び保険料（障害保険等）、講師委託料等の実費のみを参加者から徴収することは無料事業としてみなされるとの理解で宜しいでしょうか。仮に、ここでの最低限必要となる費用徴収が認められない場合は、サービス購入料Eに含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	名目に関係なく、参加者から費用や料金を徴収する事業は、有料事業とします。
10	要求備品等一覧	資料１－１０	小ホール	電気音響備品				35㎜映写機2台とフィルム巻取機はランニングコストと使用頻度を考えまして、必要時にレンタルにて対応するとして提案してもよろしいでしょうか？保有するとなると、高額なため備品貸出金額が非常に高くなり、利用者の負担が大きくなる事が懸念されます。	リースは可とするが、常設として考えられたい。

清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業　基本協定書案に関する第２回質問に対する回答

番号	頁	記号						質問等	回答
		1	2	3	4	5	6		
1	4	10	1					「基本協定書案に関する質問に対する回答」の番号31及び「基本協定書案に関する第１回質問に対する回答」の番号4を踏まえ再度確認させて頂きます。 本条文は「・・・構成員のいずれかの者において本件特定事業契約に関し第６条第１項各号の事由が生じたとき」との記載がありますので、本件事業とは無関係の別事業で”第６条第１項各号の事由が生じても違約金は課せられないと理解して宜しいでしょうか。仮にそうでない場合、この条項は特定事業契約の締結後いつまで有効でしょうか。これが事業終了まで有効となる場合、事業者にとって過大な負担となり、事業参加の是非を検討する必要が生じるためご検討の程お願い致します。	平成20年２月１日付「基本協定書案に関する質問に対する回答」番号18参照。

清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業　特定事業仮契約書案に関する第２回質問に対する回答

番号	頁	記号						質問等	回答
		条	項	号	4	5	6		
1	鑑１	7						「特定事業仮契約書案に関する第１回質問に対する回答」の番号88で「本件特定事業契約成立までの間は、甲の都合によりこの仮契約を解除できるものとし、甲は一切の責任を負わない。」との記載の”甲の都合”についての質問に対し、「基本協定書案第10条参照」と回答されています。この条文は契約締結後の規定として理解しておりますが、ここで指示されているのは「基本協定書案第10条で示される第６条第１項各号」を示すものとの理解で宜でしょうか。	ご理解の通りです。ただし、様式集（１）様式20に示す事由により契約を締結しない場合もあります。
2	14	41						第41条に既定されるのは、静岡市への引渡しのための確認内容であり、独立採算事業部分などにおいて民間事業者が独自に行う内装作業等は、別途、静岡市に確認いただくとしても当条文には含まれないことを確認させていただきたい。	ご理解の通りです。特定事業仮契約書案に関する第１回質問に対する回答番号26参照。
3	17	47	3,4,5					乙の責めに帰すべき事由の場合には甲から乙へ違約金相当額を超える損害賠償が可能であるのに対し、甲の責めに帰すべき事由の場合に甲が負担すべき額が、乙に発生した損害又は費用がそれを上回る場合があっても限定されるのは、公平ではないと考えられますが如何でしょうか。	ご意見として承りました。
4	18	50	1					本事業はＳＰＣが指定管理者に指定され施設の維持管理・運営を行いますが、特定事業仮契約書案（修正版）19頁第54条１に記載されるように実際の維持管理・運営業務の全てを維持管理企業及び運営企業に委託し、当該業務に必要な費用の負担や収入の収受も全て任せる形態をとることは問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
5	23	65	1					「特定事業仮契約書案に関する第１回質問に対する回答」の番号36にて「施設利用予約の受付業務は「供用開始日」前に行う必要があると考えますが・・・」という質問に対し、要求水準書の「Ｖ１（１）なお書き」及び「Ｖ１（13）供用開始準備業務」参照との回答があり、これによれば予約受付開始は引渡日以後の実施になると理解されます。しかし、通常の場合予約受付開始は遅くとも供用開始の１年前より行うことが必要であり、これについてのお考えをお示し願えないでしょうか。	平成23年度の利用予約の受付に当たっては、平成22年度末に予定されている市による開館記念事業の日程が確定した後に開始するとともに、別途要求水準書修正案を参照し開館記念事業に留意して下さい。また、平成24年度以降の事業期間における利用予約の受付の開始時期について、事業者は供用開始準備業務として先行的に実施・受付することができるものとし、その開始時期は事業者にて判断して下さい。なお、「要求水準書に関する第２回質問に対する回答」番号10参照。
6	31	90	1					不可抗力が発生し60日以内に協議が整わない場合に、甲からの通知内容に従い、乙が本件事業を継続しなければならないというのは、乙にとって片務的内容であると考えます。不可抗力においてはどのような事態が発生するか予想し得ない場合についての定めですので、当項後段部分については削除いただきたい。	変更予定はありません。
7	32	93	1					法令変更が発生し施行日までに協議が整わない場合に、甲からの通知内容に従い、乙が本件事業を継続しなければならないというのは、乙にとって片務的内容であると考えます。当項後段部分については削除いただきたい。	変更予定はありません。
8	32	93	1					「法令変更が発生し施行日までに協議が整わない場合に」とありますが、法令等変更が発生し施行日までに相当の期間が無い場合には、どのように協議を行うのでしょうか。	発生から施行日までの間に協議します。
9	35	102	4					乙（SPC）は事業終了後に清算されると考えられますが、民間収益機能の継続を希望する場合、どのような事業スキームにて、市施設の継続使用が可能となるかご教示下さい。	事業期間終了前に特定事業契約書案第113条に示された協議会において協議します。

番号	頁	記号						質問等	回答
		条	項	号	4	5	6		
10	38	116						本事業においては、施設整備費の大部分を市から一括払いされるスキームとなっており、民間事業者の調達額は一部に限定されてております。そのため融資組成のための手続き等を理由に金融機関にプロジェクトファイナンスを引き受けてもらえない可能性があります。本事業においては民間調達部分をプロジェクトファイナンス以外の手法にて調達しても本特定事業契約に反するとはみなされないとの理解で宜しいでしょうか。	事業者にて判断して下さい。
11	45	別紙5	6	1				貸付料の算定式については、近日中に公表しますとありますが、いつ頃を予定されていますでしょうか。	本質疑回答と同時に公表しました。
12	62	別紙9	3	1	ア	ア		「その他重大な事象」の判断基準（例）として「公演が実施できないなど」とありますが、これは施設予約をした利用者が民間事業者の事由により、施設を利用することが全く出来なっかた状況を指すものであり、想定していた稼動等に満たない場合は対象とならないとの理解で宜しいでしょうか。	事業者にて判断して下さい。
13	62	別紙9	3	1	ア	イ		「要求水準書及び民間事業者提案に基づく各機能に支障を与えているか否かにより判断する。」との記載がありますが、これについて例示願えないでしょうか。	事業者にて判断して下さい。
14	71	別紙10	1					実施方針（変更版）別紙１のリスク分担にもありますが、設計・建設期間について、入札時点から施設の引渡期限までは３年２ヶ月間の長期間に及びます。その間の諸物価の変動を民間事業者で予測すること、また、上昇分を全て吸収することは不可能と考えられます。サービス購入料A,Bの改定を行わないという原則の再考をお願いいたします。また、「原則」ということは、状況によっては甲乙協議が可能と考えてよろしいでしょうか。	前段：変更予定はありません。 後段：状況により異なります。
15	71	別紙10	1					「特定事業仮契約書案に関する第１回質問に対する回答」の番号73でご回答頂いている事項について再度ご検討願えないでしょうか。昨今の鋼材等の建設資材の高騰は著しく、ＶＥ等によるコスト削減に対する企業努力の範囲を超えており、要求水準確保も難しい状況にあります。是非ともサービス購入料Ｄ及びＥと同じく物価変動要素をサービス購入料Ａに対する適用をお願い致します。	変更予定はありません。
16	71	別紙10	2	2				「特定事業仮契約書案に関する第１回質問に対する回答」の番号77でご回答頂いている事項について再度ご検討願えないでしょうか。光熱水費は他の維持管理費や運営費とは費用の構成が異なることから、改定は公共料金の価格改定に連動させる見直しをお願い致します。	変更予定はありません。
17	71	別紙10	2	3				「特定事業仮契約書案に関する第１回質問に対する回答」の番号74～76でご回答頂いている事項について再度ご検討願えないでしょうか。昨今の物価変動は、原油問題等をはじめとして短期で起こっており、安定した事業運営を図る意味からも毎年又は少なくとも３年毎の見直しをお願い致します。	変更予定はありません。
18	75	別紙11	4	2	イ			基準金利の設定日について、仮契約日の５営業日前に設定された理由として、「入札説明書に関する第１回質問に対する回答」の番号17で「仮契約の事務手続きを考慮した結果です。」との記載がありますが、他のPFI事例においては、施設の引渡し時点となっており、それが理由で仮契約の事務手続きについて問題になっているとは認識しておりません。この場合金融費用が増加することになり、限られた予算を有効に使用するという点から再考願えないでしょうか。	変更予定はありません。

清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業　落札者決定基準に関する第２回質問に対する回答

番号	頁	記号						質問等	回答
		1	2	3	4	5	6		
1	5	5	3					性能評価審査の項目が様式集と1対１でリンクしておりません。評価の視点にある項目を、どの様式に反映させるかの指標をもう少し具体的にご教示いただけないでしょうか。	平成20年３月31日付「落札者決定基準に関する第１回質問に対する回答」番号10参照。

清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業　様式集に関する第２回質問に対する回答

番号	頁	記号	質問等	回答
1	1	301	１．修繕計画の項目”舞台機能設備”は”舞台機構設備”の事でよろしいですか？	ご理解の通りです。
2	1	301	２．更新計画の項目”舞台機能設備”は”舞台機構設備”の事でよろしいですか？	ご理解の通りです。
3	5	2	様式集に関する第１回質問に対する回答の１２番において、「匿名審査のため企業名や略称等を記載した場合は失格となります。」とありますが、提案審査上、協力団体等(具体的な音楽団体や劇団等)の名称を記載しないと提案主旨・体制等をご理解いただけない部分があります。そのため、構成員以外の協力団体等の名称については記載させていただきたい。	入札提案書への具体的な名称の記入は認められません。事業者にて判断の上、必要不可欠である場合は、別紙に記載の上、添付資料として提出して下さい。
4	5		「様式集に関する第１回質問に対する回答」の番号１４にて「企業名の記載は不可とします。」との回答がありますが、これは「参加表明、参加資格確認申請時の提出書類」及び「入札時の提出書類」の内、代表企業、構成員、協力企業等の記載を求められている箇所は除外するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
5	53	44	「開業準備の基本方針提案書」の内容に関して、審査して頂く際具体的なイメージをお伝えするために必要な場合、最低限の団体等（予定）の記載は可能でしょうか。また、この団体が協力企業等の場合についてもご指示願います。	番号３参照。
6	54	45	「開業準備仕様提出書」の内容に関して、審査して頂く際具体的なイメージをお伝えするために必要な場合、最低限の団体等（予定）の記載は可能でしょうか。また、この団体が協力企業等の場合についてもご指示願います。	番号３参照。
7	61	52	「運営業務実施の基本方針提案書」の内容に関して、審査して頂く際具体的なイメージをお伝えするために必要な場合、最低限の団体等（予定）の記載は可能でしょうか。また、この団体が協力企業等の場合についてもご指示願います。	番号３参照。
8	62	52	「運営業務実施体制提案書」の内容に関して、審査して頂く際具体的なイメージをお伝えするために必要な場合、最低限の団体等（予定）の記載は可能でしょうか。また、この団体が協力企業等の場合についてもご指示願います。	番号３参照。
9	62	53	運営業務実施体制提案書には、具体的にイメージ頂ける様に構成員及び協力企業名を入れられる様にご再考頂けないでしょうか。	番号３参照。

番号	頁	記号	質問等	回答
10	63	54	「運営業務仕様提案書」の内容に関して、審査して頂く際具体的なイメージをお伝えするために必要な場合、最低限の団体等（予定）の記載は可能でしょうか。また、この団体が協力企業等の場合についてもご指示願います。	番号３参照。
11	64	55	「鑑賞事業計画提案書」の内容に関して、審査して頂く際具体的なイメージをお伝えするために必要な場合、最低限の団体等（予定）の記載は可能でしょうか。また、この団体が協力企業等の場合についてもご指示願います。	番号３参照。
12	65	56	「利用者サービス及び利便性等の確保等に関する提案書」の内容に関して、審査して頂く際具体的なイメージをお伝えするために必要な場合、最低限の団体等（予定）の記載は可能でしょうか。また、この団体が協力企業等の場合についてもご指示願います。	番号３参照。
13	66	57	「円滑な運営・サービス体制の整備に関する提案書」の内容に関して、審査して頂く際具体的なイメージをお伝えするために必要な場合、最低限の団体等（予定）の記載は可能でしょうか。また、この団体が協力企業等の場合についてもご指示願います。	番号３参照。
14	69	60	「魅力向上・にぎわい創出に関する提案書」の内容に関して、審査して頂く際具体的なイメージをお伝えするために必要な場合、最低限の団体等（予定）の記載は可能でしょうか。また、この団体が協力企業等の場合についてもご指示願います。	番号３参照。
15	71	62	「運営収支の確保と実現方策に関する提案書」の内容に関して、審査して頂く際具体的なイメージをお伝えするために必要な場合、最低限の団体等（予定）の記載は可能でしょうか。また、この団体が協力企業等の場合についてもご指示願います。	番号３参照。
16	72	63	「附帯機能の運営に関する提案書」の内容に関して、審査して頂く際具体的なイメージをお伝えするために必要な場合、最低限の団体等（予定）の記載は可能でしょうか。また、この団体が協力企業等の場合についてもご指示願います。	番号３参照。
17	73	64	「普及事業計画提案書」の内容に関して、審査して頂く際具体的なイメージをお伝えするために必要な場合、最低限の団体等（予定）の記載は可能でしょうか。また、この団体が協力企業等の場合についてもご指示願います。	番号３参照。
18	74	65	「安定的な事業実施体制の維持に関する提案書」の内容に関して、審査して頂く際具体的なイメージをお伝えするために必要な場合、最低限の団体等（予定）の記載は可能でしょうか。また、この団体が協力企業等の場合についてもご指示願います。	番号３参照。
19	80	71	「上記以外の事業リスクへの対応策に関する提案書」の内容に関して、審査して頂く際具体的なイメージをお伝えするために必要な場合、最低限の団体等（予定）の記載は可能でしょうか。また、この団体が協力企業等の場合についてもご指示願います。	番号３参照。
20	81	72	「選定事業者の信用力低下や破綻に際しての入札参加グループの構成員・株主等に関する提案書」の内容に関して、構成員・株主等の社名を記載した方がご理解頂きやすい提案書となると考えますが、この点についてのお考えをお示し願えないでしょうか。	番号３参照。

番号	頁	記号	質問等	回答
21		301	金額は消費税抜きで記入し、消費税欄がある様式には消費税を記入するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
22		401	「様式集に関する第１回質問に対する回答」の番号58、59について再質問します。「市が割賦で支払うことによって必要な金利支払額」と「割賦手数料」は同義ではないでしょうか。その場合、前者に金額を記入し、後者の「基準金利」「スプレッド」の備考欄に具体的な金利を記載すれば良いとの理解で宜しいでしょうか。別の費用を指すのであれば、内容を具体的に例示願えないでしょうか。	様式集に関する第１回質問に対する回答番号58及び59を参照。
23		401	金額は消費税抜きで記入し、消費税欄がある様式には消費税を記入するとの理解で宜しいでしょうか。	番号21参照。
24		402	独立採算事業を含めない事業収支を記入するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
25		402	金額は消費税抜きで記入し、消費税欄がある様式には消費税を記入するとの理解で宜しいでしょうか。	番号21参照。
26		403	金額は消費税抜きで記入し、消費税欄がある様式には消費税を記入するとの理解で宜しいでしょうか。	番号21参照。
27		404	金額は消費税抜きで記入し、消費税欄がある様式には消費税を記入するとの理解で宜しいでしょうか。	番号21参照。
28		405	金額は消費税抜きで記入し、消費税欄がある様式には消費税を記入するとの理解で宜しいでしょうか。	番号21参照。
29		406	各料金は消費税を含めた金額で記入するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
30		407	各料金は消費税を含めた金額で記入するとの理解で宜しいでしょうか。	番号29参照。
31		408	金額は消費税抜きで記入し、消費税欄がある様式には消費税を記入するとの理解で宜しいでしょうか。	番号21参照。
32		408	独立採算事業以外の運営に係る収支を記入するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
33		409	金額は消費税抜きで記入し、消費税欄がある様式には消費税を記入するとの理解で宜しいでしょうか。	番号21参照。

番号	頁	記号	質問等	回答
34		409	独立採算事業以外の資金収支を作成するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
35		410	独立採算事業以外のCF計算書を作成するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
36		410	「施設整備費対価（割賦払）」と「解体業務対価（割賦払）」は「割賦手数料」とともにサービス購入料Bとして元利均等で支払われるため、割賦代金と割賦手数料の２つに分けて記載するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
37		501	金額は消費税抜きで記入し、消費税欄がある様式には消費税を記入するとの理解で宜しいでしょうか。	番号21参照。
38		502	この様式には、仮契約書案第４条36号の「独立採算事業」の定義の通り、「第97条の「民間収益機能」及び乙が独立採算で実施するワークショップ・文化芸術教室等の運営事業」の収支を記載するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。